

令和８年度企業ガイドブック作成業務委託契約書（案）

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和８年度企業ガイドブック作成業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条 甲は、佐賀県産業人材確保プロジェクトとして実施する令和８年度企業ガイドブック作成業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第２条 契約期間は、契約締結日から令和９年３月２６日までとする。

（委託料）

第３条 この契約に係る委託料は、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第４条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の１００分の１０に相当する契約保証金を納付しなければならない。

２ 前項の契約保証金には利息をつけない。

３ 甲は、乙が委託業務を履行したときに第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

４ 第１項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第１項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

【免除する場合】

第４条 契約保証金は、佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会計処理規程第２３条第３項第〇号により免除する。

（委託内容）

第５条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（損害賠償及び危険負担）

第６条 乙は、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）につ

いては、乙の責任と負担において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合については、この限りでない。

(再委託等)

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は再委託をした業務の全てについて責任を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲が書面による承諾をしたときは、この限りではない。

(変更)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえ本契約の内容を変更することができる。

(1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。

(2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。

(3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

(4) 目的上、この契約の仕様書の内容を変更し、及び本契約の履行を中止し、または打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から15日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときには、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、直ちにこの契約を解除する。また、既に支払った委託料がある場合、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が委託事業を誠実に履行しないとき、又は、履行する見込みがないとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、目的が達せられないとき。

(3) 乙がこの契約に違反し、甲の是正の求めに応じないとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙に生じた損害については、甲は一切その賠償の責めを負わない。

（違約金）

- 第11条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（事故等の報告）

- 第12条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急処置を講じなければならない。又、遅滞なく詳細な報告書並びに今後の方針案を甲に提出するものとする。

（監督、検査又は確認）

- 第13条 乙は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する報告書（以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は実績報告書を受理したときは、10日以内にその内容を審査し、委託業務の完了を確認するため、必要な検査をするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施

状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は検査することができる。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、委託業務の履行期間が満了し、前条の検査に合格した後、甲に委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第15条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の支払が遅延した場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に請求することができる。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第17条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第18条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる場合も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウ

ハウ、アイデア、技術、情報等を含む)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(保証)

第19条 乙は、委託業務に係る納入物件が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結及び履行に際し必要な経費は、乙の負担とする。

(協議)

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲：佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議
会長 丸尾 豊

乙：

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。））の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務进行处理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務进行处理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない

ない。

（報告及び検査）

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

(守秘義務)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。